

議案第 3 1 号

境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 4 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年境港市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「487,800円」を「514,900円」に改め、同項第2号中「414,000円」を「437,000円」に改め、同項第3号中「395,100円」を「417,100円」に改め、同項第4号中「390,600円」を「412,300円」に改め、同項第5号中「385,200円」を「406,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 議員報酬の改定（第2条関係）

令和7年2月21日付の境港市特別職報酬等審議会からの答申により、議会の議員報酬の額を改定する。

	報酬月額		改定率
	改定前	改定後	
議長	487,800円	514,900円	5.6%
副議長	414,000円	437,000円	5.6%
常任委員会委員長及び 議会運営委員会委員長	395,100円	417,100円	5.6%
常任委員会副委員長及び 議会運営委員会副委員長	390,600円	412,300円	5.6%
議員	385,200円	406,600円	5.6%

2 施行期日

令和8年4月1日